

伊丹市立図書館対面朗読に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障害者で図書を読むことが困難な市民に対し、対面朗読を円滑に行うため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対面朗読を受けることができる者は、伊丹市内在住で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者で、当該手帳に記載されている障害の程度が1級から3級までの者。

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が特に必要と認めた者。

(朗読場所)

第3条 伊丹市立図書館本館並びに北分館対面朗読室で行う。

(登録)

第4条 対面朗読を希望する視覚障害者は、図書館本館もしくは北分館にて「対面朗読申込書兼登録票」に必要な事項を記入し、登録を申し込む。

(1) 登録の申込みは、電話・文書・口頭(代理人も含む)のいずれかでも行うことができる。

(2) 登録の申込みを行った者の障害の程度、等級の確認は、身体障害者手帳の提示によって行い、「身体障害者手帳」の記号(番号)を申込書兼登録票に記入する。

(対面朗読資料)

第5条 対面朗読を行う資料は次のとおりとする。

図書館が所蔵する図書、新聞、雑誌等。

(利用方法)

第6条 希望日の1週間前までに図書館本館並びに北分館へ、電話・文書・口頭(代理人も含む)のいずれかで申し込む。

2 開館日の午前10時～午後5時までで1人1日1回、2時間以内とする(原則伊丹市内で1ヵ月2回まで。)

(費用)

第7条 対面朗読の利用にかかる費用は、図書館の負担とする。ただし、朗読場所までの送迎にかかる費用は、利用者の負担とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、館長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成 2 7 年 1 月 9 日から実施する。